# 白神山地における「入山禁止」と登山の自由

白神山地への入山問題の教訓を21世紀に

野口信彦 全国連盟事務局長

一方的な「入山禁止」

日本における近代登山がはじまって、約100年が経過した。

自然は酸素をつくり、人間をつくる。そして自然と近代社会は、登山という文化をもたらした。いまや自然は人間生活にとって欠かせないものである。登山やハイキングは人間の精神生活にとって切り離せないものになっている。

人が自然を愛(め)で、その自然のなかに分け入り、登山技術を向上させるとともに、 心と身体をリフレッシュしたいと願うことは当然であり、世界の世論はそれを「人類共通 の普遍的な権利」として認め、わが国の憲法にも謳われている。

近年、登山やハイキングはブームといわれるほど隆盛を極めている。

『レジャー白書 2001』(財団法人・自由時間デザイン協会発行)は、2001年1年間の「ハイキング、ピクニック、野外散歩」参加人口が3450万人(前年比120万人増、平均年12.1回の活動回数)「登山」参加人口が930万人(前年比110万人増、平均年4.3回の活動回数)であることを示し、依然、国民の登山・ハイキングや野外活動への関心が高いことを明らかにしている。

その登山やハイキングは山岳自然のなかで行われる。その結果、「日本百名山」のような有名山域に登山者・ハイカーが集中することによってオーバーユース(過剰利用)になり、山岳自然が荒れ、自然生態系が狂う。そして今、登山者などのし尿処理が最大の問題となっている。

生態系は自然の変化にたいして敏感であるとともに、極めて強靭であり、そして柔軟である。しかし、いったんその生態系のバランスが崩れると、自然破壊となってその凶暴な刃を人間社会に向け、自然を構成する一員としての存在を終える。

その自然環境が国の手によって、入山が規制され、破壊されつつある。

政府・林野庁が世界自然遺産に登録された白神山地を、地元住民や登山・自然愛好者などの合意を経ないまま、1994年になって一方的に「入山禁止」措置にしたのである。

#### 白神山地の概要

世界遺産白神山地はブナ原生林としては世界最大級の原生林で、約1万7千潟ある。1993年12月、鹿児島県の屋久島とともに、日本で初めて世界遺産に登録された。

白神山地は青森県と秋田県にまたがっている。

白神山地の植物は 464 種、高山植物は 53 種で、そのうち 24 種が白神山地を北限としている。昆虫は 2300 種、鳥類は 73 種で、爬虫類・両生類 14 種、そして哺乳類は大型のツキノワグマ、ニホンカモシカから世界最小の哺乳類と言われているトガリネズミなど約 20種が生息している。

2 1世紀においても人類と自然との共存・共生の課題を追求し、白神山地のブナ原生林をはじめとした類い稀な日本の自然を守るためには、「登山」と「入山禁止」との関係を正

しく発展させることが、登山の発展において重要な課題となる。しばらくこの問題について検討し、よりよい自然との共生・共存の課題をさぐっていきたい。

#### 世界自然遺産とはなにか

今から 30 年も前の 1972 年 11 月 16 日、第 17 回ユネスコ総会によって世界遺産条約が発足した。この世界遺産条約は、第一条「文化遺産」の条項に続いて、第二条に「自然遺産」の項目を定めた。

条約締約国は 136 か国にのぼっており、世界自然遺産は 114 か所(自然遺産 97、自然・文化複合遺産 17、)で、文化遺産は 326 か所にのぼり、合計で 440 か所が世界遺産に登録されている。

ところが、日本政府は世界遺産の内容と価値を国民に広く知らせようとせずに、20年間にわたって条約の批准・登録をサボってきたのである。しかし、近年の地球環境保全の国際・国内世論の高まりを無視できなくなり、条約の制定から 20年も過ぎた 1993年6月30日に至って、ようやく正式に批准したのである。こうした政府の立ち遅れた自然にたいする考えの貧しさと怠慢を、まず指摘する必要があろう。

白神山地が世界自然遺産に登録されたのが、同年6月6日からコロンビアのカルタヘナで開催された第17回世界遺産委員会総会であった。屋久島とともに白神山地が世界自然遺産に正式に登録されたのである。これは白神山地周辺が、旧秋田営林局によって「木を切りすぎてしまった」といわしめたほどの乱開発を推し進めていた政府・監督当局にたいし、国際・国内世論による、その乱開発の規制を要求することとなり、1980年代に進められた秋田県と青森県を結ぶ「青秋林道」建設反対運動の成果とともに、積極的な評価を受けることになったわけである。

では「世界遺産」の内容を少々、紹介しよう。

目的 = 世界のすべての人に関係するような、きわだって普遍的な価値を持つ遺産を保護するために、その重要性を世界に呼びかけるとともに、国際協力を推進すること。

#### 自然遺産

地球の進化の歴史のある段階を顕著に例示していること。

現在進行中の重要な地質学的過程、生物学的進化、自然環境と人との相互関係を顕著に 例示していること。

すばらしい自然現象や地形あるいはまれにみる自然美の地域を含んでいること。

絶滅の恐れのある動植物であって、科学上・保全上の観点から、すぐれて普遍的な価値のあるものがそこで今も生き延びている、もっとも重要かつ意義深い自然生息地を含んでいるもの、とある

当初、関連自治体や住民あるいは登山や自然を愛好する人たちは、白神の自然が国際的に評価されたことを率直に喜んだ。だが、国・林野庁の一言で冷水を浴びせられてしまった。それは「白神山地は世界自然遺産に登録されたので入山を禁止する」という措置であった。

きのうまでブナを伐採し開発をもくろんでいた林野庁が、世界遺産に登録された直後、 何の法的根拠もなく、代官所の役人のような尊大な態度で「世界遺産に指定されたから入 山禁止」と言い出し、なおかつ、周辺部分を伐採している矛盾は、どう見ても説明がつかないものになっている。

そこで、条約の「加盟国の任務」をみてみよう。それには、「お金をかけて修復し、丁寧にしまいこんで保存するのではなく、保護すると同時にその地域内の生活に役割を与え、整備活用に際して必要な研修センターを設置するなど、人々が遺産の価値を正しく理解するように務めることが義務」づけられているのである。

豊かな自然はほんらい、人々に開放されるべきなのである。美しい自然は人々の眼に触れてこそ、その価値を発揮できるのである。営林署(当時)や企業が国民の眼を隠れて、こっそりと行おうとする乱伐や乱開発を監視し世論に訴えることができるのは、地元住民の方々や奥深く山に分け入ることのできる登山者や自然愛好者なのである。

きびしく制限されている各国の入山禁止・規制措置

それでは、世界各国の世界遺産への入山禁止あるいは規制がどうなっているかをみてみよう。

ニュージーランドのトンガリロ国立公園

民営のスキー場が3か所あったが、それ以上の開発は厳しく規制され、

より高いところにリフトをつくることは禁止されている。

マダガスカル

所管 - 政府の芸術・スポーツ・環境・観光省(DASETT)

1983年、国内法として「世界遺産保護法」を作成・施行

DASETT相の許可なく、世界遺産地域内での、採鉱、探鉱、建物の

建築、建物の破壊、樹木の伐採、道路建設を禁じている。

オーストラリア

グレートバリアリーフ、クイーンズランドの熱帯雨林、東海岸の温帯、

亜熱帯林、ロードハウ島、ランドラ湖。

オーストラリアのグレートバリアリーフを例にとってみれば、人間がその珊瑚礁に一歩でも足を踏み入れた場合、将来、数世紀にわたって自然が回復できないことが明確な場合によってのみ、立ち入りが規制されているのである。

それと比べてみると、白神山地は古くから地域住民がブナの森とかかわった生活を営んできた山域である。

## 林野庁と環境庁の政策の矛盾

白神山地が世界自然遺産に登録される3年前の1990年4月、当時の林野庁は「森林生態系保護地域の設定について」を発表した。その内容は、ユネスコのMAB計画を踏襲し、自然保護をはかることを目的として、コアエリア(核心地帯)への入山は禁止するというものであり、保存地区=バッファゾーンを設定するものだった。

1993年には白神山地が世界自然遺産に登録されたが、林野庁が指定した森林生態系保護地域とほとんど同じ山域が世界自然遺産に登録されたのである。ところが青森営林局は、森林生態系保護地域設定委員会の協議事項を無視して、4年後の世界遺産登録の翌年、突

然「入林禁止」の立看板を立ててしまったのである。こうして「世界遺産」登録と「入山禁止」とが、行政措置としてあらたに結びついたのであった。

他方、環境庁(当時)も92年7月10日に、林野庁の後を追いかけるように、白神山地を「自然環境保全地域」に指定・告示した。しかし林野庁との際立った違いは、「入山禁止」をうたわず、「豊かな自然との交流」を認めるものであった。まったく同じ地域にありながら、両庁の対応には見たとおりの大きな違いが生じたのである。これ自体、国の自然保護行政には種々の対応があり、一律ではないことを示しており、それだけに一方的な「入山禁止」という行政措置を押しつけるという政府部内の矛盾したやり方が問題であることは明らかであった。

## 労山の明確な見解

日本勤労者山岳連盟は、1990年11月8日、林野庁に「森林生態系保護地域・保存地区 (コアエリア)への入山禁止措置を再検討せよ」という申し入れを行なった。

その内容は、林野庁による「コアエリア」の設定で「巨額な赤字の林野会計をかかえ、 伐採一方だった林野行政が、無計画な乱伐や乱開発による自然破壊から保護へと、その政 策が真に国民・住民本位に転換しうるのであれば、国民の自然・環境保護の要求と運動の 高まりをある程度反映したものであり、登山愛好者としても一定の評価ができる」との積 極的な態度を明らかにした。

そのうえで林野庁による地元住民や多くの登山・自然愛好者の頭越しの「入山禁止」措置と「登山」との関係については、「入山禁止」という措置で、森林生態系の保存と登山・ 沢登りあるいは渓流釣りなどの文化的な活動を対立的に捉える考え方には原則に反対する との原則的な態度をも明確にしたのである。

登山活動は自然の一員としての人間が、より人間らしい資質を合理的に発達させるためにつくりだした、すぐれた文化であり、それは本質的に自然の生態系と対立するものであってはならないし、登山者は本質的に自然を保護する立場に立っているのである。したがって登山・沢登りなどの文化的なスポーツ活動を、一方的・行政的に禁止するのではなく、その両立の道を自主的に探求することが基本でなければならない、との考えからであった。労山が、国民と登山者の声を反映して、林野庁による頭越しの「入山禁止」措置の再検討を求めたのは、白神山地が日本独特の登山スタイルである沢登りや渓流釣りなどの恰好の地であり、地元住民をはじめ登山者渓流釣り愛好者などから親しまれていることを重視したからであった。こうした自然と人間との交流やふれあいは、自然を傷つけることもなく、両者の合理的な共存・共生の実績を築いてきたのである。それだけに、入山を禁止するには、これまでの登山行為が自然破壊につながることを明確にしなければならないはずであった。

## 林野庁における自然保護行政の本質

当時、なぜ私たち労山がこれほどまでに「入山禁止」問題にこだわったのだろうか。 この問題は、単に山岳自然保護をめぐるやり取りだけではなく、人みな固有の権利とし て保障されているはずの文化的な権利である、スポーツなかんずく登山をする権利を守る かどうかという、憲法の基本条項に関わる原理的な性格の問題だったからなのである。 それは、林野庁のやり方が一方的で非民主的なやり方であったことも重大ではあったが、 わが国政府のこうした「自然からの遮断」という規制・制限の行政措置そのものが、世界 遺産の趣旨に照らしても、また各国の「世界遺産」の対応と比べても偏狭だという点にあ ったからである。

改めて、世界遺産条約「加盟国の任務 2 」の項目 = 「お金をかけて修復し、丁寧にしまいこんで保存するのではなく、保護すると同時にその地域内の生活に役割を与え、整備活用に際して必要なビジター用の研修センターを設置するなど、人々が正しく理解するよう努めなければならない」との明確な規定を繰り返し読むことを林野庁に提唱したいものである。

「国民共有の財産である自然」「国民が自然を享有する権利」を勝手に「しまいこんで」 国民から隔離しようとする林野庁の偏狭なやり方は、世界遺産条約とその精神に照らして みれば、決して国民の広い合意を得ることはできない。また各国の実際をみても、いかに わが国の入山禁止措置が自然保護行政として安直なやり方であるかが明確になってくるで あろう。

## 各国の自然保護行政は

たとえば、オーストラリア・タスマニア島にある3つの国立公園は、すでに1982年に世界遺産に登録されているが、オーストラリア連邦共和国政府は国立公園を含む周辺地域137万%を拡大登録することになり、世界遺産の管理地域をつくるため、来訪者、つまり入山者にたいするアンケートの実施などを行なっている。これは「世界遺産」を行政の一方的な管理のもとに「しまいこむ」のではなく、その地域を利用し愛好する人々とともに、「世界遺産」を監視しつつ保護していくという、「入山」のもつ積極的な機能を評価した行政態度だといえる。また、多くの当該国では、自然保護のための法律や世界遺産の管理のための国内法が整備されており、管理機関やモニタリング制度、人材養成などのシステムが整備されている。

それと対照的なことは、日本では林野庁も環境庁もタテ割り行政の弊害を隠そうともせず、「それぞれの省庁が、従前のやり方と予算の範囲内でやる」(1995年9月6日。林野庁経営企画課・安室課長補佐)と述べているように、「世界遺産」に見合った新たな国内法の整備などは、毛頭考えていないことを明言しているのである。

そのタスマニアの世界遺産地域の面積は 137 万翁、ニュージーランドは 277 万翁、カナダが 216 万翁で、白神山地は 1 万 7000 翁である。このことは、人も金も充実させて「世界遺産」の管理を、所在地の自治を尊重してすすめている点で、わが国の場合の、地元を無視した上意下達式のやり方との際立った違いを、皮肉にも鮮明にしているのである。

#### 環境レンジャーの配備

1995年の日本自然保護協会の調べによると、各国における自然保護行政の管理・推進者である環境レンジャーをみた場合、アメリカ合衆国全体では 9500 人がいる。そのうちヨセミテ国立公園には常時 100 人が配置されており、夏季には 300 人がいる。カナダは 4000人、イギリスは例外的に少なく 630 人となっている。日本においては環境レンジャーの枠は 140 人になっているが、実際には 112 人が活動しているにすぎず、しかも、その仕事の

ほとんどが国立公園事業の許認可のチェック事務などに限られているのが実態である。日本の自然保護運動の原点といわれ、環境庁ももっとも重視している日光国立公園の尾瀬に配置されている環境レンジャーはわずか2人であり、白神山地の環境レンジャーは、1995年9月現在、十和田・八幡平と兼任しているものの、実際にはまったく機能していないのが現状であった。

このように、わが国の場合、政府は「環境・自然保護行政の最貧国」の状態にはまったく手もつけずに、一番安上がりな方法、すなわち国民や登山・自然愛好者には「自然」にまったく手を触れさせないというだけの安直な「入山者の規制」 = 入山禁止を押しつけてきたのである。こうしたやり方が、いかに貧しく、「世界遺産」の目的を正しく受けとめていない行政姿勢であるかは明白である。

### 高山植物豊富な崕山の入山禁止は

以上は、すでに 10 年近く前の時点での出来事であったが、国の施策の貧困と登山を実践し、発展させていくという観点において象徴的な動きとして教訓的に記述した。

現実に山域への入山規制や禁止措置が各地で見られる状況から、これらの問題にたいする考え方を明らかにしておく必要がある。

いま、高山植物が自然保護のマナーやルールを身につけていない登山者や観光客によって踏みつけられ、鑑賞や販売目的で盗掘されるケースが全国各地で相次いでいる。盗掘によって絶滅の危機に瀕している植生もあり、希少な植物を守るため北海道では、2001 年春から芦別市の崕山(1066 気)が入山禁止となっている。北海道の登山者をはじめ、山野草の盗掘防止をめざすグループも運動を起こし、監視活動などをすすめている。

崕山は北海道の中央部、富良野芦別道立自然公園の中にある。計 349 種の植物が生息し、 森林法の植物群落保護林にも指定されている。

地元の自治体や崕山自然保護協議会が崕山を入山禁止にしたのはこういう理由からだった。禁止期間は5年間で、同協議会では期間中、唯一の入山口である林道のゲートを閉鎖する一方、毎年3回、一般の人を対象にした学習会を開き、崕山の自然について学んでもらうことにしている。

この措置は、登山者の踏みつけによる生態系の変化という被害から高山植物を守り、植生の回復には一定の効果がある。植生の保護と回復のために、一定期間の入山禁止はありうるし、地元住民、関係機関あるいは登山者・自然愛好者の合意が形成されれば、当然こういう措置は支持できるものである。

しかし一方で、盗掘という不法行為そのものを根絶するには少なからぬ弱点・盲点があるといえる。それは、盗掘者たちははじめから不法不当な盗掘行為を犯す目的で入山するわけであり、彼らは入山禁止措置には関係なく勝手に山に入り、(彼らにとっては)高価な高山植物を盗み出すからである。商売が成立するから盗掘があるのである。

## 今、尾瀬は

自然保護にかかわっている誰もが認めているように、日本の自然保護運動の原点は日光 国立公園にある尾瀬の自然を守る運動であった.

かつて 10 年ほど前、尾瀬への入山にたいして、環境庁(当時)と「尾瀬の自然を守る 懇話会」などが「高い入山料を徴収すれば入山者が減る」という考え方で、「尾瀬入山料構 想」をブチ上げたことがあった。当時も今も尾瀬は登山やハイキングのメッカであるとと もに、「観光名所」にもなっているからである。

尾瀬の自然を守るには、高い入山料を徴収するのではなく、尾瀬の奥深くまで入り込む 自動車道路をつくらないことが問題を解決するもっとも簡単な方法なのである。また、東 京や名古屋あるいは京都・大阪などの大都市での「尾瀬に行こう」との観光客誘致の宣伝を させないなどの規制も必要であろう。

たとえば、尾瀬の鳩待峠までシャトルバスを入り込ませるのではなく、手前の坤六道路にある津名木あたりを駐車場に設定し、そこからは歩く以外に尾瀬には入れないという「規制」をすれば、問題はほとんど解決する。津名木から尾瀬ヶ原の入り口にある山の鼻までは2時間近くを要する。そうなれば、社員旅行のついでに山の鼻にネクタイに革靴で缶ビール片手に入り込んで、ゴミを投げ捨てて帰るような観光客は激減するはずである。すべからく行政の姿勢にかかっているとはいえないだろうか。

しかし現実の尾瀬は環境重視から観光重視に移っているといえる。群馬県側では、長く続いている不況による客足の大幅減を理由とした車両規制を大幅に縮小し、観光バスの通行規制を前年より16日少ない4日間に大幅縮小すると発表した。福島県側も「基本的には群馬県側と足並をそろえて規制日数を見直すことになるだろう」と述べている。

また、尾瀬山小屋組合は宿泊者が多い土曜日に一シーズン 10 日間設けていた「ふろ休止日」を撤廃すると発表した。合併浄化槽の整備が進み、湿原の水質汚染の心配が少なくなったことが背景にあるというが、サービス向上でここ数年の入山者の減少に歯止めをかけたいとの意向がきわめて強いのである。

#### 登山と自然の共生を求めて

再び、白神山地に限定した問題にもどるが、問題の本質は、国民や住民の頭越しの「入山禁止」措置にあり、その解決の方向は、いったん白紙に戻して国民の合意を形成する努力が必要であった。また、 規制による生態系保護のみにこだわらず、自然と友に生きることを目的とした管理計画にすること、 世界遺産地域を含め、白神山地全体を見とおした管理計画をすること、 入山許可申請制度を入山届出制にすること、 ルート指定をやめること、 焚き火を禁止しないこと、 世界遺産であっても、全面禁漁にしないこと、

巡視員制度を改め、入山者の多くの目でモニタリングする方法をつくること、 地域住民が持っていた入会権や共用林野制度は速やかに回復させること、 世界遺産地域連絡会議を行政だけの組織とせず、地域住民や白神の自然に実際にかかわってきた人も含めたものにすること、などを提唱している「白神市民文化フォーラム」の提言を真剣に聞くべきであろう。

当時、世界自然遺産という新しい局面での混乱・戸惑いがあったが、林野庁による「入山禁止」は、登山者としての自覚と認識、マナーの確立を真剣に追求することを私たち登山者に突きつけたのであり、21世紀に入ってから崕山のような新しい状況に即した対応

を模索、実践していくことも求められている。

「環境基本法」が「自然環境を人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないもの」とし、「その恵沢の享受と将来の国民への継承のために、国や自治体は国民の協力を得て、 適正に保全しなければならない」と規定した精神にも反しているのである。

白神山地のような原生の自然を保護し、日本にわずかに残されたブナ原生林を守るためにも、「自然」と「登山」の関係を正しく認識し対応していくことは、広く登山者、登山団体の社会的責務でもあろう。自然をフィールドにする登山が、すぐれて人間の資質の発達や人格形成に寄与する価値を持っているだけに、かけがえのない自然を守っていくことは当然の前提であり、「登山行為」という自然に働きかける営みが持つ文化的で積極的な役割と価値にたいする国民的な合意をさらに広げていかなければならないと考えることは、登山者の避けて通れない当然の責務でもあろう。

同時に、真に自然を保護するうえで、一定の「入山 = 登山」を規制することが、合理的で納得できる理由を持っている場合には、その規制についての合意形成をつくりあげていく努力を惜しむものではない。それが私たち登山者としての基本的な立場であることは言を待たない。

すでに現在においては、登山者の側が山岳自然の破壊からわが国の自然を守ることを願っている多くの方々の声を無視して、「登山は権利である」との機械的な態度で山域に入ることを主張することは正しくない。また、一定山域に集中しない、入山前にビジターセンターなどで一定の教育を受け、自然を保護するマナーの徹底をはかるなどの措置も必要であるう。

2 1世紀に立ち至った現在、白神をはじめとした全国各地の貴重な山岳自然を守りいつくしむ精神と、登山や渓流釣り愛好者などとの協力共同をはかるための叡智をあつめて努力することが重要になっている。

限りある山岳自然をそこなわない登山 どうすれば「登山」と「自然」との調和のとれた共存・共生関係を打ち立てられるか の探求がますます重要な課題となっている。